

**横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
申請マニュアル
(QA・記載例)**

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金市民向け QA

1 対象事業	2
Q1 子どもだけを対象としていなくても支援金の対象となるのか。.....	2
Q2 月に1回以上の継続的な取組とは、必ず毎月開催していないとならないのか。.....	2
Q3 主に子どもを対象とした取組ということだが、「子どもの参加者が大人の参加者に対して何割以上でないといけない」という決まりはあるか。.....	2
Q4 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在活動休止中であるが、申請は可能か。.....	2
Q5 「子ども会に加入していること」など参加者を限定して開催しているが、申請は可能か。.....	2
Q6 参加費について、子ども1回あたり 300 円以下を想定とあるが、大人の参加費が 500 円の場合、対象となるか。.....	3
Q7 「活動内容、予定を事前に周知・公表していること」とは、何をすればいいのか。.....	3
Q8 「光熱費の負担がある取組」とはどのような取組か。.....	3
Q9 「食事の提供にあたっては、食事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること」とは、何をすればいいのか。.....	3
Q10 「食事の提供を伴う取組」とは、食事に代えて弁当配布やフードパントリー(食材を無料配布する活動)のみを行う場合も支援金の対象となるのか。.....	4
Q11 「食事の提供を伴う取組」とは、おやつを提供していても対象となるのか。.....	4
Q12 他の補助金を受けていても、対象となるのか。(神奈川県子ども食堂応援事業協力金、ふれあい助成金)	4
Q13 光熱費の負担のある施設で「子ども食堂」と「食事の提供を伴わない居場所(学習支援やフリースペース等)」も実施している。どちらも対象となるのか。(50,000 円(食事の提供を伴う取組)と 15,000 円(食事の提供を伴わない取組)合わせて 65,000 円もらえるのか。).....	5
Q14 「営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの」について、普段は飲食店や喫茶店を営んでいるが、休業日に子ども食堂を開催する場合、支援金の申請は可能か。.....	5
Q15 本支援金の用途は食材費や光熱費に限定されるのか。.....	5
Q16 支援金は、今年度中に使いきらないといけないのか。.....	5
2 申請・請求方法	6
Q17 事業を開始することは決定しているが、詳細がまだ定まっていない場合でも申請は可能か。.....	6
Q18 申請書、請求書について押印は不要か。.....	6
Q19 請求書はいつ頃提出する必要があるのか。.....	6

1 対象事業

Q1 子どもだけを対象としていなくても支援金の対象となるのか。

子ども以外の方を対象に含めていても、本支援金の対象となります。

ただし、未就学の子と親が主な対象で仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたものは対象外です。また、子どもの様子を気にかけて、見守る大人がいることが必要です。

Q2 月に1回以上の継続的な取組とは、必ず毎月開催していないとならないのか。

取組を開始した月から平均して月1回以上開催していれば対象となります。

(例：4月から取組を開始していて、5月は0回、8月は2回、それ以外の月は1回開催する場合は、平均して月1回開催しているので、対象となります。)

また、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではありません。

Q3 主に子どもを対象とした取組ということだが、「子どもの参加者が大人の参加者に対して何割以上でないといけない」という決まりはあるか。

利用者に占める子どもの人数や割合に定めはありません。

子どもが対象に含まれることがはっきりと示されていれば、地域の大人の参加を妨げるものではありません。

Q4 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在活動休止中であるが、申請は可能か。

申請時点（遅くとも令和6年1月末日時点）で取組を再開し、月に1回以上の取組を、少なくとも令和6年3月31日まで継続することが必要です。

Q5 「子ども会に加入していること」など参加者を限定して開催しているが、申請は可能か。

特定の団体に所属していること等の理由で参加者を限定している取組は、本支援金の対象外となります。

例：「子ども会に加入している子」「特定の塾に通っている子」等

Q6 参加費について、子ども1回あたり 300 円以下を想定とあるが、大人の参加費が 500 円の場合、対象となるか。

大人の参加費について、具体的な金額の制限はありませんが、子どもの参加費と同様、実費相当程度であることを想定しています。

Q7 「活動内容、予定を事前に周知・公表していること」とは、何をすればいいのか。

活動内容、予定について、ホームページへ掲載、チラシの配布、ポスター掲出などにより、事前に分かるように、周知・公表していただく必要があります。

Q8 「光熱費の負担がある取組」とはどのような取組か。

光熱費を団体が直接負担していることが必要です。ご自宅等自前の場所で開催しているものを想定しています。地区センターや地域ケアプラザ等を借りている場合は、施設に「利用料」を支払っていても、「光熱費の負担なし」として扱います。

Q9 「食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること」とは、何をすればいいのか。

食事提供にあたっての基本的なルールは以下の通りです。(子ども食堂をつくろう！ガイドブックより抜粋。)

- ① 調理に関する衛生管理を行うため、調理を担当する人の中から食品衛生に関する責任者を決めましょう。
- ② 調理を担当する人は、自らが食中毒の原因とならないために、毎回、事前に自身や同居家族の健康状態(手指の傷、発熱、下痢、嘔吐などがないか)を確認し、異常がある場合は、調理しないようにしましょう。
- ③ 調理は、「子ども食堂・地域食堂」の開催日当日に行い、調理終了後はできるだけ早く食べましょう。
- ④ アレルギー対応が必要な子どもがいるかを確認しましょう。いる場合は、その品目とその日のメニューを保護者に伝え、食事提供の可否を確認しましょう。なお、アレルギー対応ができない場合は、事前にその旨を保護者の方に伝えておく必要があります。

その他、厚生労働省(※)のホームページにも子ども食堂における衛生管理のポイントが示されていますので、ご参考にしてください。

(※) 厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html

Q10 「食事の提供を伴う取組」とは、食事に代えて弁当配布やフードパントリー(食材を無料配布する活動)のみを行う場合も支援金の対象となるのか。

感染防止対策の観点から、お持ち帰り方式やフードパントリーなどに取組の形を変えて、活動を継続していただいている団体もあると聞いているため、本支援金の対象とします。

なお、子どもに声かけを行う、子どもの様子を確認するなど、子どもとの交流を積極的に行うよう努めてください。

Q11 「食事の提供を伴う取組」とは、おやつを提供していても対象となるのか。

「おやつ」のみでは「食事」を提供していると考えません。月に1度以上「食事」の提供がないようでしたら、「食事の提供を伴う取組」の対象外となります。

Q12 他の補助金を受けていても、対象となるのか。(神奈川県子ども食堂応援事業協力金、ふれあい助成金)

本支援金以外に、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等から「物価高騰にかかる補助・助成」を受けている場合は、その額を差し引いて本支援金の交付額とします。

補助金の性質が、物価高騰対策を目的としたものではない場合、事業目的が異なることから、原則本支援金の対象としますが、判断に迷われる場合は、一度お問い合わせください。

なお、ご質問をいただくことが多い補助・助成については下記のとおりまとめておりますので、ご参照ください。

	併用	備考
横浜市子どもの居場所づくり活動支援補助金	○	
神奈川県子ども食堂応援事業協力金	○	物価高騰にかかる2万円を差し引きます。
よこはまふれあい助成金 (横浜市・各区社会福祉協議会)	○	留意事項があるため、詳しくは横浜市・各区社会福祉協議会に確認してください。

【参考】

「横浜市子どもの居場所づくり活動支援補助金」は、「よこはまふれあい助成金」とは併用できません。

Q13 光熱費の負担のある施設で「子ども食堂」と「食事の提供を伴わない居場所(学習支援やフリースペース等)」も実施している。どちらも対象となるのか。(50,000 円(食事の提供を伴う取組)と 15,000 円(食事の提供を伴わない取組)合わせて 65,000 円もらえるのか。)

1 団体 1 申請とさせていただきます。どちらの取組で申請するか、各団体でご判断ください。

Q14 「営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの」について、普段は飲食店や喫茶店を営んでいるが、休業日に子ども食堂を開催する場合、支援金の申請は可能か。

飲食店や喫茶店を営む団体や企業も申請は可能ですが、経理も含めて営業活動とは明確に切り離していただき、定休日や営業時間外などに実施していただく必要があります。

Q15 本支援金の使途は食材費や光熱費に限定されるのか。

本支援金は、物価高騰によって、負担が増えた部分に充てていただくことを想定しています。ただし、使途については物価高騰分としての明確な切り分けが難しいことから、使途を食材費や光熱費に限定はせず、子どもの居場所づくりの取組にかかる経費全般に充てていただくことができます。

Q16 支援金は、今年度中に使いきらないといけないのか。

本支援金の対象期間を、令和5年4月1日から令和6年3月31日としているため、令和5年度中の活動に充てていただく必要があります。

2 申請・請求方法

Q17 事業を開始することは決定しているが、詳細がまだ定まっていない場合でも申請は可能か。

申請時点（遅くとも令和6年1月末日時点）で取組を開始している必要があります。

Q18 申請書、請求書について押印は不要か。

申請書兼実績報告書は、押印不要です。

請求書は、代表者の口座へ入金する場合は押印不要ですが、代表者以外の方の口座へ入金する場合は、押印が必要です。

Q19 請求書はいつ頃提出する必要があるのか。

交付決定通知書を受け取られたら速やかに（おおむね1週間以内）ご提出ください。

(申請先)
横浜市長

(申請者)

団体所在地 〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10

団体名称 よこはまみんなの食堂実行委員会

代表者職氏名 横浜 太郎

『事業概要書(第2号様式)』に記載する
内容と相違がないようご注意ください。
い。

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
交付申請書兼実績報告書

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。なお、支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び交付要綱を遵守します。また、本申請及び実績報告の支援金額については、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等が実施する助成を受けているものは含まれていません。

1 請求対象となる取り組みの名称

よこはまみんなの食堂

2 申請金額（実績金額）

※国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体等から受けている補助・助成等を受けている場合は、その金額を差し引いた金額になります。

¥ 20,000

「食事の提供を伴う 光熱費の負担あり」⇒50,000円
「食事の提供を伴う 光熱費の負担なし」⇒40,000円
「食事の提供を伴わない 光熱費の負担あり」⇒15,000円

※本支援金以外の物価高騰にかかる補助・助成を受けている場合は、その金額を差し引いた金額になります。

例:「神奈川県子ども食堂応援事業協力金(12万円)」を受けている場合(12万円のうち2万円が物価高騰分)

・「食事の提供を伴う 光熱費の負担あり」
申請金額:30,000円 ※50,000円から県の20,000円を差引

・「食事の提供を伴う 光熱費の負担なし」
申請金額:20,000円 ※40,000円から県の20,000円を差引

3 添付書類

- (1) 「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付要綱」第4条第1項第1号の書類
(2) 活動内容が分かる書類（募集案内やホームページの写しなど）

「(2)活動内容が分かる書類」の添付漏れが多いため、ご注意ください。

(担当者) 氏名 横浜 太郎

連絡先 045-000-0000

連絡のとれる連絡先を記載してください。

yokohamaminnanosyokudo@gmail.com

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金

事業概要書

1 団体・取組について

団体の名称	よこはまみんなの食堂実行委員会	『交付申請書兼実績報告書(第1号様式)』に記載する内容と相違がないようご注意ください。
代表者職氏名	横浜 太郎	
団体所在地	横浜市中区本町 6-50-10	
取組名称	よこはまみんなの食堂	
取組種別 (該当するものに○をつけてください。)	○ 食堂 ・ 学習支援 ・ その他 () ※その他の場合は () 内に詳細を記入してください。	
取組目的・内容	地域の子供達と大人が交流しながら楽しくご飯を食べられる場として、「よこはまみんなの食堂」を毎月第1・第3日曜日に開催しています。	
取組開始年月日	2023年 1月 15日	

2 通常時の開催状況

実施区分 (次のいずれかに○をつけてください。)		食事の提供を伴う 光熱費の負担あり	
	○	食事の提供を伴う 光熱費の負担なし	
		食事の提供を伴わない 光熱費の負担あり	
対象者	地域にお住まいの方		
参加費	子ども <u>100</u> 円 大人 <u>300</u> 円		
1回あたりの活動実施にかかる平均費用	<u>10,000</u> 円 (目安で構いません。なお、交付額に対して年間の総支出額が下回る場合は不交付となります。)		
活動内容 ・令和5年4月から令和6年3月までの活動内容を記載してください。 ・申請時点で開催済みのものは実績を、予定のものは見込みを記載してください。		活動日時	参加者数
	4月	4月2日(日)12~15時、 4月16日(日)12~15時	60人
	5月	5月7日(日)12~15時、 5月21日12~15時	57人
	6月	6月4日(日)12~15時、 6月18日(日)12~15時	61人
	7月	7月2日(日)12~15時、 7月16日(日)12~15時	56人

光熱費の負担あり・なしの考え方

「光熱費の負担あり」

⇒ご自宅等自前の場所で開催しており、光熱費を実際に負担している場合。

「光熱費の負担なし」

⇒地域ケアプラザ等の公共施設を活用するなど、光熱費を実際に負担していない場合。

い。 ※休会している月がある場合には、休会理由を活動日時欄に記載してください。	8月	8月6日(日)12~15時、 8月20日(日)12~15時	75人
	9月	9月3日(日)12~15時、 9月17日(日)12~15時	60人(予定)
	10月	10月1日(日)12~15時、 10月15日(日)12~15時	60人(予定)
	11月	11月5日(日)12~15時、 11月19日(日)12~15時	60人(予定)
	12月	12月3日(日)12~15時、 12月17日(日)12~15時	60人(予定)
	1月	1月21日(日)12~15時	30人(予定)
	2月	2月4日(日)12~15時、 2月18日(日)12~15時	60人(予定)
	3月	3月3日(日)12~15時、 3月17日(日)12~15時	60人(予定)
実施場所		施設名	〇〇地域ケアプラザ
		住所	横浜市中区〇〇〇〇

申請時点で開催済みの月については、参加者数を記載し、申請時点でまだ開催していない月については、予定の人数を記載。

3 国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等からの物価高騰にかかる補助・助成等について
(※該当するものに☑をつけてください。なお(3)に該当がある場合は、名称・金額・金額のうち物価高騰にかかる金額についても記載してください。)

(1) 今年度、神奈川県子ども食堂応援事業協力金を受けている、もしくは受ける予定がある。	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
(2) 今年度、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等から、(1)以外の物価高騰にかかる補助・助成等を受けているもしくは受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない
●補助・助成の名称： _____	
●補助・助成金額： _____ 円	
●補助・助成金額のうち物価高騰にかかる金額： _____	

『神奈川県子ども食堂応援事業協力金(12万円)』を今年度中に申請される場合は「ある」に、申請しない場合は「ない」にチェックしてください。

<情報提供希望調査>

今後、横浜市からの、助成金や寄付の申し出に関する情報提供を希望しますか。
(原則、メール送付。該当するものに○をつけてください。)

<input checked="" type="radio"/>	希望する →メールアドレスを記入 Eメール： <u>yokohamaminnanosyokudo@gmail.com</u>
<input type="radio"/>	希望しない